研究報告

第4回日中民事訴訟法シンポジウムの 成果の公表にあたって

酒 井 一

2013 年 3 月 16 日、第 4 回日中民事訴訟法シンポジウムを上海交通大学で開催した。同シンポジウムは、2010 年から名古屋大学で 2 度、西安西北政法大学で開催されてきたものである。今回は、上海交通大学法学院民事訴訟法責任者である王福華教授と綿密な打ち合わせを行い、「民事訴訟における信義則」をテーマに選ぶこととした。民事訴訟における信義則は、中国においては先の民事訴訟法改正の重要課題のひとつに挙げられ、大いに注目されている最新の問題である。日本にとっても、中国の民事訴訟に関する最近の動向には関心を示さざるを得ない。日中両国にとって非常に意義深いシンポジウムとなった。シンポジウム開催にあたり、準備段階から、当日の通訳及び翻訳にいたるまで張英氏(西北政法大学民事司法改革研究所研究員)に多大なご協力をいただいた。ここに謝意を記したい。

シンポジウムにおける報告者及び報告テーマは、次のとおりである。

日本からは、1. 酒井一「民事訴訟における信義則の展開」、2. 渡部美由紀「判決効における信義則」、3. 張瑞輝(当時、名古屋大学大学院法学研究科博士課程)「主張立証過程における信義則」の3報告を行い、中国側の報告として、1. 王福華(上海交通大学凱原法学院教授)「中国民事訴訟法の信義則の新たな発展」、2. 趙秀挙(上海交通大学法学院講師)「ドイツ法における信義則」、3. 董少謀(西安西北政法大学教授)「民事訴訟における信義則の適用」である。

本誌では中国側の報告について、順次、翻訳を掲載していく。日本側の報告に関しては、中国語に翻訳の後、中国で公表される予定である。